

独立行政法人国立女性教育会館役員給与規程

制 定 平成13年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の2第2項の規定に基づき、独立行政法人国立女性教育会館の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(役員給与)

第2条 役員給与は、常勤の役員については、本給、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 役員給与（通勤手当及び期末特別手当を除く。）は、その月の月額を毎月17日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が独立行政法人国立女性教育会館職員の勤務時間、休暇等に関する規程第4条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、支給日前において、支給日に最も近い休日でない日に支給する。ただし、14日以前となった場合には、18日以後において、最も支給日に近い休日でない日に支給する。

2 通勤手当は支給単位期間（独立行政法人国立女性教育会館職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第14条第6項に規定する支給単位期間をいう。）に係る最初の月の第1項に規定する給与の支給日に支給する。

3 期末特別手当は、6月30日及び12月10日（以下この項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは支給日前において、支給日に最も近い休日でない日に支給する。

(本給)

第4条 常勤役員の本給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）が定める指定職俸給表の次の号俸のとおりとする。

理事長 指定職3号俸

理事 指定職1号俸

(広域異動手当)

第4条の2 広域異動手当は、職員給与規程第12条の2の規定に準じて常勤役員に支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、職員給与規程第14条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、職員給与規程第14条第2項に規定する額とする。

3 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は給与法が適用される国家公務員（以下「給与法適用職員」という。）の例に準ずるものとする。

(単身赴任手当)

第6条 単身赴任手当は、職員給与規程第15条第1項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 単身赴任手当の月額、職員給与規程第15条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

(期末特別手当)

第7条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給及び広域異動手当の月額並びに本給及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6か月 100分の100

二 5か月以上6か月未満 100分の80

三 3か月以上5か月未満 100分の60

四 3か月未満 100分の30

3 期末特別手当の支給にあたり、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるために退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合においては、前項に規定する在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

4 役員が基準日前1か月以内に退職をし、その退職に引き続いて国家公務員となった場合においては、第1項の規定にかかわらず、当該役員には期末特別手当は支給しない。

5 理事長は、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案して、第2項の規定による期末特別手当の額をその100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。

監事 42,000円

(月の中途で就任又は退職した場合の給与)

第9条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の給与(通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当を除く。以下同じ。)を支給する場合は、給与月額の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与月額の日額、その者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの日曜日以外の日数を乗じて得た額を給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第10条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の日曜日以外の日で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第11条 役員の給与は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第4条の2に規定する広域異動手当の支給については、職員給与規程平成19年4月1日改正附則第3項を準用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する期末特別手当については、第7条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の独立行政法人国立女性教育会館役員給与規程第7条第2項及び第3項により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日において受けるべき本給、広域異動手当、単身赴任手当の月額の高

計額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
二 平成21年6月1日において同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする）

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程第7条第2項及び第3項により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - 一 平成22年4月1日において受けるべき本給、広域異動手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - 二 平成22年6月1日において同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする）

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
（平成24年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程第7条第2項及び第5項の規程にかかわらず、これらの規程により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - 一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に常勤の役員となった者にあつては、その常勤の役員となった日）において常勤の役員が受けるべき本給、広域異動手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から在職しなかった月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成23年6月1日において同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）
- 3 この規程の実施に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずる。

附 則

この規程は、平成26年11月25日から施行とし、平成26年11月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行とし、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、第7条第2項の適用については、同項中に「100分の150」とあるのは「100分の147.5」とし、「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月26日から施行し、平成28年11月24日から適用する。
- 2 第7条第2項の適用については、同項中に「100分の170」とあるのは平成28年12月に支給する場合においては「100分の175」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年2月6日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
- 2 第7条第2項の適用については、同項中に「100分の172.5」とあるのは平成29年12月に支給する場合においては「100分の175」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月7日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
- 2 第7条第2項の適用については、同項中に「100分の167.5」とあるのは平成30年12月に支給する場合においては「100分の177.5」とする。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行し、令和元年9月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月24日から施行し、令和元年12月1日から適用する。
- 2 第7条第2項の適用については、同項中に「100分の170」とあるのは令和元年12月に支給する場合においては「100分の172.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月26日から施行する。
- 2 第7条第2項の適用については、同項中に「100分の167.5」とあるのは令和2年12月に支給する場合においては「100分の165」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年5月12日から施行する。
- 2 第7条第2項の適用については、同項中に「100分の162.5」とあるのは令和4年6月に支給する場合においては「100分の152.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月21日から施行し、令和4年12月1日から適用する。
- 2 第7条第2項の適用については、同項中に「100分の165」とあるのは令和4年12月に支給する場合においては「100分の167.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年1月18日から施行し、令和5年12月1日から適用する。
- 2 第7条第2項の適用については、同項中に「100分の170」とあるのは令和5年12月に支給する場合においては「100分の175」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年2月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 第7条第2項の適用については、同項中に「100分の172.5」とあるのは令和6年6月に支給する場合においては「100分の170」、令和6年12月に支給する場合においては「100分の175」とする。